

第3回中野区ユニバーサルデザイン推進審議会 会議録

- 日時 平成28年10月17日（月）午後7時～9時
- 会場 中野区役所9階 第11、12会議室
- 出席者

1. ユニバーサルデザイン推進審議会委員

出席委員（17名）

竹宮 健司（会長）、徳田 良英（副会長）

赤星 義彰、秋元 健策、遠藤 由紀夫、荻野 嘉彦、岸 哲也、鈴木 真理、高橋 博行、
田中 章生、花堂 浩一、向山 茂樹、宇野 雅子、倉田 結花里、田中 忍、山崎 泰広、
山脇 啓造

2. 出席職員

政策室副参事（広報担当）堀越 恵美子

都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当、グローバル戦略推進担当）石井 大輔

健康福祉部副参事（障害福祉担当）岩浅 英樹

都市基盤部参事（都市計画担当）豊川 士朗

3. 事務局

政策室企画調整担当職員2名

政策室人権・男女共同参画担当職員2名

開始 19:00

○ 竹宮会長

これから第3回中野区ユニバーサルデザイン推進審議会を開会いたします。本日出席されている委員の人数は17名です。委員全員の出席ですので審議会は成立しております。

今回の審議会では議題4にありますユニバーサルデザインの検討を進めていくに当たり、「実現すべき将来像」についてある程度のイメージを固めていくというのが目標になっております。

1から3については確認が中心になりますが、まずは議事1「中野区における障害者差別解消法に関する対応について」の確認事項を事務局からお願いいたします。

○ 岩浅健康福祉部副参事（障害福祉担当）

私からこの対応要領の関係につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。まずは障害者差別解消法について説明させていただきます。

障害者差別解消法は平成25年6月に公布され、平成28年4月1日に施行いたしました。この法律ができた背景としましては、平成18年に国連で障害者の権利に関する条約が採択されており、日本もその翌年にはその条約に署名をしたということで、内容には賛成をしたということを表示しております。しかし条約を締結したのは平成26年1月でございますので、一定期間かかったということになります。その間何をしていたかと言いますと、国内の法整備、制度整備を行っていたということになります。法律としましては障害者基本法を改正して、社会復帰、障壁というものを定義したり、差別の禁止というのを明文化したりしています。あと障害者総合支援

法という障害者支援の新しい仕組みをつくってサービスを充実させてきたり、障害者虐待防止法とさまざまな法律の整備が進んできたということになっております。この法律の最も基本的な部分が、「不当な差別的取扱いの禁止」ということと「合理的配慮の提供」です。「不当な差別的取扱いの禁止」の具体的な事例としては、障害があるということを理由として受付を拒否するとか、本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話かけるといったような対応です。こういったものが本人の意向を確認しないということにつながりますので、差別にあたります。また保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない、誰かがいないとだめということで新たに条件を障害者だけにつけるといったようなことが、差別的取扱いになっております。これにつきまして、行政機関はもちろんですが、民間事業者、個人事業主の方、NPOやグループの一般の団体の方にも適用されるという内容でございます。逆に不当でない差別とは何なのだということになりますけれども、安全確保ができないような場合ですとか、そういった場合に条件をつけることもやむを得ないというような内容になっております。「合理的配慮」の具体例や事例としては、障害のある人の障害特性に応じた座席を決めることや、代筆をする等ですが、行政機関には法的な義務として課され、民間事業者の方に対しては、努力義務となっております。これらにつきましては、当事者の方から「合理的配慮」の提供を求められた場合には行いますというのが基本的な考え方になっております。この法律の対象になる方は、障害手帳の有無に関係なく障害によって社会にバリアがある方、そして日常生活に制限を受けている方です。「対応要領」につきましては、行政機関の職員が適切に対応するために、この「差別的取扱い」や「合理的配慮」を具体的に盛り込んだ内容で決めなさい、それを決定するに当たっては障害のある方などから意見を踏まえてつくるというふうになっております。国の機関につきましては義務となっておりまして、地方公共団体につきましては努力規定というものになっております。「対応指針」につきましては、民間事業者の方が適切に対応できるよう各事業を所管する国の省庁が定めるとなっております。各事業所の方はそれを参考に取り組んでくださいという内容になっております。中野区におきましては、今年4月1日の法施行に向けて昨年度のうちに対応マニュアルを作りまして、本指針に則った対応ができるような取り組みを行ってきたところですが、現在、改めてこの「対応要領」を作っていくと取り組んでいるところであります。「対応要領」につきましては、地方公共団体は努力義務となっておりますけれども、内容や作成方法については国に準じて作ることが望ましいとされておりまして、中野区といたしましてもその方針に則って、今後、障害者のコメントに限らずパブリックコメントを実施して広く区民の方の意見を参考に作成することにしております。

それでは資料の1-1が「対応要領の考え方」ということで、1番から5番の項目がありますが、これもこれが国の方針に定められております定めるべき内容になります。1では職員が事務等を行う際に障害を理由とした差別的取扱いを禁止ということが記載されております。2番では職員が事務等を行う際の合理的配慮について記載がされております。3番目は管理職員の責務として職員への啓発ですとか、苦情の申し出等への対応、職員の指導というものが記載しております。4番目は窓口の整備ということで、相談窓口を私どもの健康福祉部の庶務的な部門になっております福祉推進分野に置くということ。また不当な差別的取扱いがあった場合には庁内で会議を開催して検証するとともに、その対応によっては必要な場合には是正処置を行うこと。また各担当で行った「合理的配慮」につきましては、集約をして庁内で情報共有を行うこと。第三者機関を

設置して定期的に取り組みを点検・評価をしていただくことを考えております。5番目については職員の研修の実施と研修や啓発について記載してあります。

1-2は「留意事項」ということになっておりまして、先ほどの「対応要領」とこの「留意事項」を合わせて、区の「対応要領」というふうに作っていくものになっております。第1として「不当な差別的取扱いの基本的な考え方」ということで、「不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある」と。第2として「正当な理由の判断の視点」では、正当な理由に相当するのは「客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合」ということで例として「安全の確保」や「財産の保全」「損害発生の防止」といったようなことが上げられています。正当な理由があって、異なった取扱いをする場合には、障害者の方にその理由を説明して理解を得るように努めることを定めてあります。第3は「不当な差別的取扱いの具体例」ということで、障害を理由に窓口対応を拒否するとか、対応の順序を後回しにするといったような事例を上げてあります。第4「合理的配慮の基本的な考え方」としましては、合理的な配慮につきましましては事務又は事業の目的・内容・機能に照らして必要とされる場合で本来の業務に付随するものに限られること。障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることにすること。事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないということに留意するということになります。また、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであり、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状況等に配慮するということを定めております。第5の「過重な負担の基本的な考え方」ということで3つありますけれども、事務又は事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度というものを総合的に判断して決めていくことになります。第6に「合理的配慮の具体例」ということで、段差がある場合にキャストアップ等の補助をするといった物理的環境への配慮というものと、筆談や読み上げ、手話、点字等のコミュニケーション手段を用いるということ、「意思疎通の配慮」。順番を待つことが苦手な障害者に対しまして、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れかえるといったようなルール、慣行の柔軟な変更といったものを定めているところであります。

今後ですけれども、この2つに「職員対応マニュアル」がございますので、加えまして、パブリック・コメントの手続を行ってまいります。具体的に言いますと、11月に区民の意見交換会を開催いたします。その後、議会報告や12月にパブリック・コメント手続の実施をいたしまして、この要領につきましましては来年の2月頃の策定に向けて準備を進めているところになります。

説明については以上です。

○ **竹宮会長**

資料1、資料2の説明につきまして皆様からご質問はございますか。

○ **花堂委員**

区民との意見交換会の日にちは11月何日でしょうか。その時間もお願いできますか。

○ **岩浅健康福祉部副参事（障害福祉担当）**

11月9日の午後7時から野方区民活動センター、11月10日午前10時から南中野区民活動センター、11月12日午後2時から区役所7階で行います。1時間から1時間半程度で予定

しております。

○ 竹宮会長

次に議事の2「審議の進め方について」です。資料2につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○ 政策室企画調整担当職員

今後の審議会の審議の進め方につきましてご確認いただきます。資料2に第2回から第6回までの審議事項を記載してございます。第2回につきましては、区の現状・課題・障壁について各委員からご発言をいただきまして、情報共有を行ったところでございます。主な意見としましては、障害の種別、程度により違いがあるというご意見、多様な方への理解が必要であるというご意見、遊ぶ、働く、生きるなどという生活場面を考えることが重要であるというご意見、また心のバリアフリー、つまり障害に対する理解のなさが背景となっている障壁が多いというご意見がありました。

今回、第3回につきましては、そういった課題・障壁を踏まえまして、区が「目指すべき将来像」を中心に整理させていただければと考えてございます。前回の意見交換を踏まえまして、資料を2点、用意させていただいております。1点目は第2回審議会のところから右側に実線で第3回に矢印が来ている部分です。資料3は、前回の意見交換を踏まえて、区の課題・障壁についてさまざまな課題に共通する部分を中心に整理したものでございます。2点目の資料としましては、点線で描かれている部分、資料4-1になりますが、前回の意見交換の中におきまして、第3回以降に検討していくこととしていきます将来像や基本方針、各主体の役割、方策等につきまして、関係するご意見を多数いただきました。今後の検討の参考となるご意見が多数ございましたので、整理したものを本日の検討に活用したいと考えてございます。

第4回につきましては、将来像を実現するために必要な基本方針・考え方について意見交換をさせていただくとともに、区・区民・事業者等の役割がそれぞれどういう役割を果たすべきかということも合わせて検討したいと考えてございます。

第5回につきましては、「将来像を実現するために必要な方策」。これは区・区民・事業者がどういう取り組みを行えばよいのかというものにつきまして検討したいと考えてございます。

こうした検討項目につきましてまとめたものが答申となりますが、答申につきましては第5回、第6回で調整を行えばと考えてございます。なお、「目指すべき将来像」、「将来像に向けた基本方針」、「区・区民・事業者等の役割」、「将来像を実現するために必要な方策」につきましては、相互に関連する部分が多いと思いますので、一括して検討していきたいと考えてございます。

本日、第3回につきましては、「実現すべき将来像」についてある程度のイメージを固めることを目標と考えてございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

○ 竹宮会長

ただいまの「審議の進め方について」、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして議題3「第2回審議会の要点について」に入ります。資料3につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 政策室企画調整担当職員

第2回審議会の要点まとめにつきまして、資料3に基づきご説明いたします。先ほど説明いたしましたとおり、社会参加の障壁となっている課題につきまして、第2回審議会における意見交換を踏まえ、さまざまな方に共通する部分を中心に整理したものでございます。

便宜的に「ハード面に起因する課題」、「ソフト面に起因する課題」、「理解不足に起因する課題」と分けて整理してございます。

「ハード面に起因する主な課題」につきましては、重度障害の方の話もありましたが、「誰でも利用できるトイレがまだまだ不足しているという課題」、「移動する際、特にわかりやすい標識が不足している」、「車・自転車等との接触が危ない」、「自転車レーン等が設置されていない」というようなご意見もありました。「移動しやすく、安全な道路がまだまだ足りない」、「休憩場所や、入りやすい自動ドアやスロープがあるといった利用しやすい施設が不足している」、「エレベーターの設置箇所がまだまだ不足している」、「乗り場がわかりやすい、改札が広いといった利用しやすい公共交通機関」、「スロープ等の設置があり誰でも利用できる避難所」、「誰もが住みやすい住宅が不足している」というご意見が上げられております。

「ソフト面に起因する主な課題」に関しましては、「誰もが情報を取得しやすいホームページや地図、案内板等が不足している」、「Wi-Fi等の通信環境といった誰もが情報取得しやすいICT環境が不足している」、「利用しやすい製品が不足している」、「わかりやすい書類や表記の仕方、窓口対応等といった利用しやすい窓口・手続が不足している」、「利用しやすいサービスが不足している」、「近隣とのコミュニケーションの場があまりない」、「災害時・緊急時の情報収集の手段が足りない」、「日常生活の支援」、外国人のお話もありましたけれども、生活のことを相談する場所がない等の支援がまだまだ不足しているというように整理しております。

「理解不足に起因する主な課題」としましては、なかなか理解が進んでいないため、「サービスを受けるのに時間がかかる」、「学校生活での差別を受ける」、「勤務先での差別を受ける」、「近隣住民とのトラブルが発生する」、「家を借りづらい」、「バスの事例で途中から乗車しにくいといった公共交通機関が利用しづらい」、「不安のため一人で外出しづらい」、このような意見を整理してございます。

ここに上げられているような障壁をなくしていくことによりまして、「実現すべき将来像」に近づいていくのかなというふうに認識してございます。こうした課題・障壁を頭に置きながら、この後の「実現すべき将来像」の検討に進めていければと考えてございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

○ 竹宮会長

ただいまの資料3につきまして、何かご質問等ありますか。よろしいですか。

そうしましたら、このことを踏まえた上で議事4『実現すべき将来像』等についてに進んでいきたいと思っております。まずは事務局から資料4-1、4-2についてご説明をいただきたいと思っております。

○ 政策室企画調整担当職員

「実現すべき将来像」等検討資料につきまして、資料4-1に基づき説明いたします。

先ほど説明いたしましたとおり前回の意見交換の中におきまして、今後の検討の参考となるご意見が多数ございまして、今回「検討の視点」ということで左側の欄に整理させていただいてお

ります。これを参考としまして、本日は右側の欄を検討していくということを想定してございます。本日は「実現すべき将来像」についてある程度のイメージを固めることを目標としておりますが、「基本方針」以下の他の事項についても相互に関連する部分が多いと思いますので、将来像の議論をした後に他の事項についても意見交換をしていただければと考えてございます。

それではまず「実現すべき将来像」という区分の「検討の視点」です。前回出された意見としまして、遊ぶ、働く、生きる、あるいは食べる、娯楽というような生活の場面をイメージすることが重要というようなご意見がございました。

「基本方針」に関係するような前回のご意見としまして、「罰則を設けるのではなく、啓蒙活動等を行い、取組を行っているところを褒める」、「インセンティブを強くするというのも適切である」、「ハード面の取り組みも重要であるが、区民の方の心の開放、心のバリアフリーが重要である」、「今後の高齢社会における社会保障、保障費の観点から、高齢者の健康寿命をなるべく伸ばしていくという意識が必要である」、「多くの人の社会参加、活動を促進し、それにより重度の方等の本当に必要な方に集中させる考え方というのが重要である」、「小さいところからのユニバーサルデザイン教育が重要である」、「学校教育ではなくて、社会教育、生涯学習の観点、ボランティア活動の促進の考え方というのも重要である」、「身近に触れる、体験するということが重要であり、さまざまな方との交流の環境というのをつくるという考え方も重要である」、「コストをかけ、特別仕様をするのではなく、知恵を出し合い、何とかしていくというようなユニバーサルデザインの考え方というのも重要である」というようなご意見をいただきました。

「各主体の役割」に関係する前回の意見としては、まず区の役割としては、「行政と民間（商店街）が一緒になってまちづくりを進めていくというような、協働の観点が重要である」、事業者の役割に関係するものとして、「サービス提供にどこまでコストをかけるのかが悩ましい」というようなご意見、さらに「コスト面を考えるとすぐにできないことはあるが、努力目標であっても設定することで近づいていく」というようなご意見もいただきました。一方で「障害者差別解消法では合理的配慮の提供というのは事業者に対して努力義務が課されているということもありまして、役割を明確にするということも重要である」というようなご意見がございました。

「将来像実現のための方策」に関係する前回のご意見としましては、「区民にわかりやすい取り組み」、例えば誰でもトイレを設置するというようなわかりやすい取り組みを行うことが必要である。「中野駅周辺等のまちづくりの工事期間に、ユニバーサルデザインを担保するという視点も重要である」、「工事によってまちが変わる、その変化の間においてもユニバーサルデザインを担保するというのが重要である」、「東京都の基準よりも広く使える施設が必要である」、これは誰でもトイレの話で出たかと思えます。「娯楽・楽しむための手段等では耳で聞こえる映画みたいな話もございましたが、そういった娯楽の手段を広げるということが必要である」、「まちの多言語化が必要である」、「わかりやすい文章、漢字にルビを振ることが必要である」、「認知症サポーター養成講座のような講習型の啓蒙活動事業というのが必要ではないか」というようなご意見がございました。

次に、資料4-2の説明をさせていただきたいと思えます。前回同様、先進的に取り組みを進めている自治体の「将来像」等につきましてもまとめましたので、説明させていただきます。前回と同じく浜松市、世田谷区、日野市、足立区の事例を整理してございます。

本日の検討のメインである「将来像」ですが、浜松市では、基本理念という言い方していますが、誰もが自由に社会参加し、安心して快適に暮らすことができ、浜松市を訪れる人も楽しく過ごすことができるまち。お互いの立場を理解し、尊敬し合い、誰もが対等に接し合えるまちとなるように、「人づくり」や「環境づくり」を進め、「思いやりの心が結ぶ優しいまち」の実現を目指すというのが、浜松市の「将来像」でございます。

世田谷区の「将来像」ですが、3つございまして、1つ目が、「全ての人の人格と個性が尊重され、社会のあらゆる活動に参画し、自己実現できる地域社会を目指す」、2つ目が、「誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進し、安全で安心して快適に住み続けることができるまちを目指す」、3点目、「区民、とりわけ利用者・当事者とともに検討して、有効なユニバーサルデザインの実現を目指す」というものでございます。

日野市の目指す姿、「市民誰もがみずからの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目指す」というものでございます。

足立区の「将来像」は5つございまして、1つ目が、「障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人々が、互いの個性と立場を理解し、個人として尊重される社会の実現」、2点目、「安全、安心な環境で自由に暮らし住み続けられるまちの実現」、3点目、「自然環境と調和した、環境に優しいまちの実現」、4点目、「全ての人々が互いを思いやり、人と人との絆を大切にす社会の実現」、5点目、「区民、事業者及び区が協働して推進する」というような「将来像」でございます。

○ **竹宮会長**

ただいまの資料についてのご質問はございますか。

○ **山脇委員**

1つは確認なのですが、これはたしか前回は教えていただいたと思うのですが、この4つの自治体の指針が策定された年を教えてください。

○ **政策室企画調整担当職員**

4自治体のこういった方針なり条例が策定された時期は、浜松市が一番先がけでございまして、平成14年度に条例を策定しています。世田谷区につきましては平成18年度、日野市は平成21年度、足立区は平成24年度という状況でございます。

○ **山脇委員**

ありがとうございます。もう一つの質問ですが、今回のユニバーサルデザインの条例の上位にくる中野区の基本構想があると思うのですが、そこで示された社会像と、今回、このユニバーサルデザインに関して示す社会像との間に、整合性があつたほうがよいのではと思われました。我々が議論する上で念頭に置くような中野区としての社会ビジョンというものはあるのでしょうか。

○ **政策室企画調整担当職員**

それにつきましては中野区の基本構想という、区だけではなくて区民を含めた基本的な指針がございまして、それが最上位にくるものでございます。その基本構想というのは、将来のまちの姿を描いているものでございまして、それをその将来像を実現するために「新しい中野をつくる10か年計画」という10年スパンの計画をつくってございまして、それがこういった取り組みの上位計画に当たります。その中ではユニバーサルデザインに限らず、いろいろな側面から区の

姿を描き出しておりました、次回以降に、ユニバーサルデザイン関係のことで描かれている内容について資料提供させていただきますが、今回の審議会を進めていくに当たっての背景については、初回に審議会に対して区長から諮問をさせていただいたと思うのですが、その文章がそれを細かくかみ砕いたものでございます。関係しそうなところとしましては、1つは2020年の東京オリンピック・パラリンピックというのがありまして、それと高齢化とグローバル化というのがますます進んでいくということを踏まえて、誰もが社会参加が進むまちというのを目指していくというのが必要であるというグローバル化の観点と高齢化の観点、先ほどご紹介しました障害者差別解消法が施行されて、障害者に対するそういう取り組みが進んできた、こういったものを契機としまして、障害の有無のみならず、さまざまな方に対する社会参画が進むまちというのを進めていきたいということで今回の取り組み、この審議会での検討をお願いしたというような背景がございます。

○ **竹宮会長**

そのほか資料についてございますか。

今日はこの「実現すべき将来像」について、どういうふうな視点を取り入れていったらいいかということ、それぞれのお立場でお考えのことを自由にご意見をいただきたいと思います。全員の方からそれぞれ意見をいただきたいと思います。

○ **赤星委員**

「実現すべき将来像」ということなのではございますけれども、出席させていただいている立場から言いますと、主にハードというようなことになるかと思うのではございますけれども、ハードの整備というのは、ある程度時間をかけて皆さんのご意見をいただきながら進めていくことで、割と実現の可能性が高いというふうにはなるのかなと思っているのですが、それよりもこの部分にも何回か書いてありましたように、やはり教育のほうが重要なのではないかというふうに感じておりました、教育も含めて若い世代だけではなく、中高年の世代も含めて体験するとか、学ぶですとかという機会が折々にあって、その中で心のバリアフリーを解除していくと、解放していくというか、そういうことを繰り返すことでユニバーサルな社会が実現されていくような気がしておりますので、どちらかと言うと、立場的にはハードなのですが、そちらの方向を重視していくような形になっていけばいいというふうに将来像を思っています。

○ **竹宮会長**

何かこう盛り込むべきキーワードのようなものが、もし、今、イメージされるものがあれば、あわせてお願いします。

○ **赤星委員**

キーワードというか、実は私も建築の専門団体の中で20年ほど前になるのか、もっと前かな、20数年前なのではございますけれども、みんな体験しようということで10数名で体験会がありまして、まちの中で車椅子に乗らせていただく、そうするとどれだけ大変かということがわかって、段差1つ簡単に上がれないというのが、ハードを設計する側として理解できただけでもすごくいい機会をいただいたなというのがありましたので、そういう社会人でも体験する、勉強する機会があれば、助け合うという気持ちも当然出てきますし、そういう仕事の中でも気をつけてその部分を設計するというようなことも出てきますので、体験する、勉強する、学習する。そういうのが必要

かなと思っています。

○ **竹宮会長**

体験を通して学ぶというようなことですね。

○ **秋元委員**

あまりまとめ切れていないのですけれども、私も立場的には、多分心のバリアフリーを全面に出したほうがいいかなというふうには思っています。ただ先ほどの障害者の差別解消法のお話の中でも、合理的配慮という考え方そのものも、実際に当事者の方たちの理解が進んでいかないと何が合理的配慮なのかというのがなかなかわかりにくいところがあれば、やはりきちんとその方たちの課題、問題はやはり理解していくということになると、今、赤星委員がおっしゃられたように、やはり教育というところが、これは各年代を通じて、子どもであっても大人であってもやはり進めていく必要があるのかなというふうに思っています。あと簡単に私たちもよく当事者という言い方をしてしまうのですが、当事者というのは、実はそれぞれ一人一人の生活者であるやはり区民の方が課題を持っているので、障害があると言っても、実は障害があってもなくてもやはり課題はあるということで考えると、大きなくりの中で当事者というのを考えなくてはいけないかなというふうに思っていますので、これはもう何と云うのでしょうか、課題を出し合って1つ1つ乗り越えていくしかないのかなというふうに思います。そういったところで心のバリアフリーというのは、やはり各年代でやっていく必要があるかなというふうに思っております。

○ **遠藤委員**

国際交流協会という立場から言いますと、やはり国際的に国籍が障害になっているというケースがあるかなと思います。それはやはり日本において日本語が話せないというところに起因はするだろうと思っはいますけれども、そういった中で日本語が不自由な人でも日本人と同じような形で生活できるというような形の将来そういったまちが実現できればいいなとは思っておりますけれども、すぐには難しいだろうなと思います。そうすると、やはり誰でもがわかりやすい表現のいろいろな文章であるとか、サインであるとかというものが必要になってくるのかなと考えております。

それとやはりユニバーサルデザインといった場合については、ハード面というのが非常に重視されるかなと思いますけれども、みんなが同じように暮らしていくということでは先ほどから出ている心のバリアフリーというのが非常に重要なかなと思っています。そのためにはやはりそれぞれの人たちの心の問題というものがありますけれども、他の自治体でも教育の場面でそれに取り組んでいくというのがあるかなと思いますけれども、これもみんながそういった教育が必要なわけではなくて、年代に合った取り組みというのが必要になってくるだろうと思っておりますので、そういった取り組みができるようなまちが望ましいなと考えております。

○ **荻野委員**

まず一応最終的には条例という形になるのでしょうか、たまたまさっきの「対応要領に係る留意事項」、資料1-2の2ページの第4の2の下から5行目ですか、「技術の発展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである」といった形で柔軟性というか、そういうものは意識していかななくてはいけないのだろうなと思ったのです。また旗振り役は中野区で参画する事業者また区

民という形でその旗振りをどういうふうに進めていくのかということも、よく世間であるのはP D C Aサイクルとか、そんなことがあると思うのですが、世につれ人につれ変わっていくものをどう旗振りを進めていくかと、その辺も意識していただければと思います。

また、私、PTAの会長という立場でここに来ておりますけれども、私の子どもが通っている学校の教育理念が共存共生というものでございまして、実践していることは帰国生徒の受け入れをかなりやっているところでした、そういった配慮もしつつ、子どもたちを見て感じるのは、そういう考え方が身につくといろいろなことができるようになるなど。前に進む力がより強くなっていく子どもになるのかというように思っています。ほとんど考え方ですけれども、そういう形でいろいろな配慮もできる人というのは、いろいろなことができる、前に進む力があるというように思っていますので、本当は先ほどから言っていますけれども、教育また啓蒙と、そういったものをしっかりやれる内容になればいいなと思っています。

○ 岸委員

私も皆さんと同じように教育や啓発ということが非常に必要だなというふうに思っております。ただ、何と言うのでしょうかね、想像力をもっと豊かに持っていただきたいなというところがあると思うのですね。荻野委員が読まれたこの資料1-2の第4の下から何行目の当たりというのは、僕もさっき線を引いていたところなのですが、「合理的配慮の内容」というのは、世の中の変化によって変わり得るものだというところですよ。

秋なので、うちの地域でもイベントが多くて、昨日も公園でイベントをやっていたのですが、公園は非常に古い公園で、砂場があって、すべり台があって、ブランコがあって、鉄棒があるみたいな公園なのですが、あれは、多分、ああいうものを使えない人にとっては、全然おもしろくない公園だと思うのですよ。ああいう何かパブリックなものの考え直しみたいなこともやはりする時代なのかなと思っていて、いろいろなことで啓発を進めていった結果、やはり何かに結実しないと、何かビジョンばかりをずっとこう話しているだけになってしまうのかなと思っていて、ある程度考え方が整理されたら、何かそういう先行する自治体の例にもあるのですけれども、公共施設のデザインの中にその考え方を入れるとか、あるいはパブリックなところ、例えば公園だとかそういうものづくり直しとか、そういうことの中にその考え方を表現してみるとかという、目に見える形で実現していくことが必要かなと、今、考えております。

○ 鈴木委員

まず、将来像に関してなのですが、対象となる人が中野区民だけではなくて、中野区に働きに来る人、あと訪れる人、全て対象にすべきではないかなと思います。中野駅周辺もそうですし、中野坂上駅付近もそうなのですが、かなりたくさんの方が入るようになって、通勤で来ている人もかなり多くなっていると思うのですね。そういう方たちも中野区民だけではなくて含めて考えていくべきではないかなと思います。

あとハード面に関しては、予算さえあればいろいろな要望を聞いて、すごく良くしていくことは可能だと思うのですが、それは本当にいろいろな細かいことも具体的に聞いて改善していければいいのではないかなと思います。

ユニバーサルに関しては、やはりソフト面で皆様もおっしゃっているように、あらゆる人を受け入れられるという、障害であろうと、高齢者であろうと、外国人であろうと本当に自然に受け

入れることができるというのは、やはり小さいうちからの教育だと思うのですね。ですからソフト面の一番大事なのは、やはり子どものころからの教育ではないかなと思います。そういう小さいころから教育されている人が大人になっていくと、もう本当に自然に受け入れられると思いますので、そういうことを考えてほしいと思います。

あと医師として考えるのは、本当にこれから高齢化がどんどん進んで、在宅で見なければいけない人がどんどん増えてくると思うのですね。そういう場合に、在宅になっても、病気になっても、本当に住みやすい中野区であってほしいなと思っております。

○ 高橋委員

町中にはいろいろな方々がいらっしゃるわけです。例えば考え方にしても、境遇、待遇にしてもいろいろな方がいらっしゃると思います。それで例えば1つの事例をとってみても、その事例に対してどう感じるかとか、どのような印象を持つかとかというのは、本当に人それぞれだと思っておりまして、例えば視覚障害にしてみたら、ここに点字ブロックをつけてもらいたいという人がいる一方で、ここには必要ないというような、ほかにもっと重要なところがあるだろうと、そういうような人がいるかもしれません。

それで私がちょっと漠然と思うのは、やはり身近に、今、自分はこういうことで不自由しているのだとか、こういうことを感じているのだとか、あるいはこういうふうにしたら、こういう人たちが便利になるのではないかと、そのようなことを言いに行けるような窓口のようなものをきっちり整備をしていただきたいと思います。その場であそこに行けば、つまり自分の、今、不自由に思っていることを聞いてもらえるというような場所をつくっていただいて、そしてそこでいろいろな意見を集約して、またこの条例が終わったら、もうあまり熱が冷めるというのではなくて、引き続きずっとそういうような道筋をつけてもらえれば、区民の人たちからのいろいろな意見とか考え方を吸い上げることができるのではないかと思いますので、将来的にずっとそういう取り上げていけるような窓口をつくっていただきたいという、今の気持ちです。

○ 田中(章)委員

私は中野区の商店街を代表して参加させていただいております。今回の「実現すべき将来像」ということですね、ハード面に関しても我々の置かれている商店街の環境としましては、たしかに道路が狭いとか、いろいろな課題が、休憩所がないとかトイレに行けないとか、いろいろな問題があると思います。

こちらに関しては、やはりいろいろな方がおっしゃるとおり、区のほうといろいろなものですが、これには対応できない部分があると思うのですね。ソフト面に関してですが、これからユニバーサルデザインという部分をきっかけにしまして、商いをやっている店主の方とか、そういった部分の意識改革という部分が進めばいいのではないかなと。まちにいて人と触れるきっかけになりますので、人と人との接し方になってくると思いますので、例えば今までずっとやっていた意識、これからも外国人の方も、今、現在増えていらっしゃるし、そういった部分で障害者様とか、コミュニケーションを今までそんなにとらなくても接しなくてもよかった部分というのがあったのですが、これからはどうしてもこういうふうな社会になっていくときですので、人の意識の改革というのがすごく大事な問題にはなってくるのではないかと思います。

この条例ができるのを機に、子どもたちの教育もそうですが、現実に行っている我々の商売を

している側の意識改革という部分をすごくPRして、これも問題破りといいますか、教育という部分にはなってくるのですが、そういったものもすごく念頭に入れて、子どもからの教育もすごく大事だと思いますが、実際に触れてみてそういう方と、僕らふだんイベントもやっているいろいろな方と接する機会が多くて、接すると相手の人の気持ちとかが紙で見ているより、実際にその人と話をしてみたりすることによって、すごく相手の気持ちがわかるというのがわかっておりますので、そういう機会をコミュニケーションをとるとか、お話をする機会とか、そういう場が出てくると、実際にこういう人にはこういうものが実は必要だったのだなということがわかって思いますので、そういった部分での、こういうのを機にコミュニケーションを広げる輪としてできていければ、人と人との接するところが、まちイコール商店街というところで、皆さんいろいろな方が笑顔でまちを歩けるような形になったらいいのかなとは思っています。

○ 花堂委員

私は、今回、商工会議所から参加させていただいているわけですがけれども、うちは元々仕事が介護関係ですので、どうしても商工会議所でまちづくりのこととか、いろいろなことをやるたびに、やはりどうしても介護の視点というのが入らざるを得ないというか、そんな形で見てしまうところがあるのですがけれども、なかなかやはり意外と介護をやられている方というのは、外に出てこういった活動をしないことでなかなか意見が出しにくいような状況というものが結構あったりなんかするのですが。

その中でやはり私自身がそういうふうを経験してきていることというのは、仕事柄どうしても高齢者を見ると、もう杖をついているだけで気になるのですね、転倒しないかなとか、大丈夫かなとか。先ほど赤星委員も車椅子に乗って研修を受けたということで、その意識が変わったと言われるように、やはりそういうところに携わると非常にそういうところが気になる。そうすると、例えば、サンモールだとかブロードウェイに入っても、例えばエスカレーターの横でそこに座っているお年寄りがいたりとか、そういうことがあるのですね。やはりそれをどういうふうに解決するかと言ったら、さっき言われた体験だったりとか、教育というところになってくるのではないかなと。

実は昨日もあるきっかけがあって、高橋委員のところの陽光園にちょっとお邪魔したのですがけれども、やはりそこで感じたのは、何かハード的なものをということよりは、そこに暮らす同じ住民として、何と云うのかな、思いやりのあるまち、そういうものをつくっていくということが一番大事なのかなというふうに非常に感じました。ちょっとしたことでも気づいてあげられる。そのためには我々がやはりそういう体験だったりとか、教育をもっと受けながら勉強することで、当然、そういう理解のもとで何か商品を、会社の中で何かつくらなければいけないというときがあったときに、その視点が恐らく入ってくると思うのですよね。だからやはりその一番は考えるその視点というか、そういうものがみんなに生かされるようなそういうものである必要があるかなというふうに思います。

あと将来像とか基本理念ということなのですが、これ正直言って会社でもそうなのですが、経営理念と言葉に出してつくるのは、別につくろうと思えば誰でもつくれるのですね。ですから先ほども高橋委員が言われたように、そういうふうに長くそういったものが続く道筋をどういうふうにしていくのだというところがやはり一番大事なのではないかなというふうに思い

ます。

目指す姿としては、中野区にいる人も来る人もそうですけれども、そういう意味では中野でそういった啓蒙活動を受けた人が外に出て行って、中野はすごいと言われるような区民になるというか、そんなような感じでちょっと思ったのですけれどもね。どこのまちに行っても、中野区民はすごい視点でものを見ているなどと言われるような区民になれるようなという。そんなことを一瞬思ったので、もしそういうものが理念の中に反映されるのであれば、使っていただけたと思います。

○ 向山委員

事業者としての立場でまずはお話しさせていただくとしましたら、やはり公共交通機関が利用しづらいとか、利用しやすい公共交通機関が必要だというようなご意見がありますので、まずはそういった部分をいかに改善できていけるのかということだと理解しております。ただこれは本当にスロープがあればいいとか、そういうことではなくて、やはり心のバリアフリー、さまざまな障害の方がいらっしゃいますので、その方がいかに対応できるかという部分になるのかなと考えております。

今の課題の実現すべき将来像という部分ですけれども、皆様方ご意見もずっとおっしゃっていたとおり、お互いの理解、心のバリアフリー、個性ですね、立場を理解し、これ足立区さんにもありますけども、やはり何が障壁になっているのかというのをいかに皆で共有するという部分だと思うのですね。

バス会社で言えば、例えばバスに乗りづらいというご意見があったときに、これはひょっとしたら、道路管理者等にもご協力をお願いしなければいけないかもしれないですし、また商店街の方とか、そういった方にもご協力を得ないと解決しない部分もあるかもしれないというところを考えていくと、やはりこうやって皆様方いろいろな立場の方がいらっしゃっている中で、皆で知恵を出し合っていくというのが将来像的に何となくイメージであるのかな。場合によってはこれ小学校さんでバスを使った体験とか、こういったものを実施するとか、1対1の意見のすり合わせというよりも、それに伴って周りのいろいろな方がいろいろな方の協力を得て解決していくというのが1つ。そういったものがあればいいのかなというふうに考えております。

○ 宇野委員

私は重度の障害者の母親です。将来像に関しては、ここにある浜松市、世田谷、みんなすばらしいことを書いてあると思うのですけれども、やはり一言で言うなら安全・安心に集約されるのではないかなというふうに思います。あと皆さんが心のバリアフリーということをおっしゃっていましたが、それは本当だと思うのですけれども、そのためにはやはり知ることから、触れることから理解できると思うので、外に出やすい、社会に出やすいということがまず最初にあったほうが理解されるし、また心のバリアフリーも取り払いやすくなるのではないかなというふうに感じました。だから高橋委員がおっしゃったイベントで実際に触れてとか、体験とかも皆さんそのとおりだと思うのですけれども、やはり出やすいことが先にあるのではないかなというふうに感じました。

○ 倉田委員

家族が介護施設に入っております、そういった方面からこれに参加させていただいているの

ですが、今、宇野委員がおっしゃったように、まずはキーワードというか、安全、安心、そして私は快適という言葉をつけ加えさせていただいて、中野区はやさしい、本当にまちづくりをされているという、みんなにやさしい快適であるという、住みやすいということを強く協調したいなと思っています。そのためにはやはり先ほど鈴木委員や高橋委員がおっしゃったように、北欧では小学校のころからやはりユニバーサルデザインということを学んでいますし、やはり小さいころからの考え方が大人になって皆さん広がっていくということですが、そういった教育にも力を入れていくためには、子どもだけではなく、逆に高橋委員がおっしゃったようにどこに行ったらいいだろうと。私なんかの例としても本当に未熟で、父が介護の施設に入ってからいろいろ学ばせていただき、そしてこの場に居させていただいているのですが、まだまだ知らないことがたくさんありまして、ただ、今、いろいろなところに参加させていただいて、一人一人の意見という、ものすごく貴重な意見も多いし、そういうボランティアをやっている方とか、そういう学びやいらっしゃる方がすごくいらっしゃるんですね。そういう方たちを中野区はいろいろな地域包括支援センターとかいろいろありますけど、介護施設とかあるのですが、そういうところにワークショップみたいなのを設けて、みんなが入っていき、相談やコミュニケーションを持つ、みんなが大人も高齢者の方もみんなでコミュニケーションを持てるような、さっきおっしゃった入りやすいそういう場が中野区はあるのだというのをほかの区とは別にして、そういうルートをつくってもらいたいなとも思っています。そうすると介護をしている身でもいろいろな情報が入りますし、ボランティアをやっている方なんかの協力も得られるし、小さい子どもたちにそういう経験をさせてあげる、そういうワークショップがあつたりとか、そういったものを個々にやっていただきたいなと思っております。

○ 田中（忍）委員

私の今回のその「目指すべき将来像」に関する意見ということですが、難しいのですが、当然、今日配っていただいた前回のこの資料3にまとめていただいた課題ですね。こういったことが解消されるということはもちろん目指すべき、こういうことが解消されるまちというのは「目指すべき将来像」なのだと思います。ただ、その前提と言いますか、または今日だけではなくて、第4回、第5回にもかかわることですが、私自身がちょっと不明に思っていることがございまして、それを申し上げてよろしいでしょうか。ここでユニバーサルデザインという名のもとで、みんなが住みやすいまちづくりということを考えていっているというふうに思います。

ただ、ユニバーサルデザインと言ったときに、会長、副会長が詳しいかもしれないのですが、我々は素人として、そのもちろんこういう今日、資料3にまとめていただいたような課題が解消されるまちというのはとてもいいということはわかります。ですけれども、なぜそのユニバーサルデザインという概念が、これが生まれたアメリカでどういう概念としてどういうことを背景に生まれてきた概念なのか、なぜこれをしなければならないのか、これすごく重要だと思うのです。当然、いい取り組みだと思うのですが、どうしてというところがきっと問題になると思うのです。

今日たくさん委員の方から教育が重要だ、心のバリアフリー、知ること、いろいろなこういうことが重要だのご意見が出たと思うのですが、子どもだって大人だってどうしてこれを進めるのか。ここ重要ではないかなと思います。

少し勉強して本なんか読みますと、アメリカでは公民権法とかを中心に、人権、差別禁止という背景があって、それは先ほど最初に冒頭でもご説明あった国連の障害者権利条約も同じだと思いますけれども、そういったことがあって、障害等がある方、高齢者の方も含むと思いますけれども、こういう方々が社会参加をするときに障害となるという、こういう状態を差別と捉えて、それを解消するためにある種のアクセシビリティの整理というのが、手段としてあると。にわか勉強ですけども、そういうことなのではないかなと思います。要するにハード面とかソフト面、これが解消される場所を目指しているわけではないのではないかと。それは私がちょっと本を読んで感じたことであり、ユニバーサルデザインは何を目指していて、何を背景に、なぜこれをやらなければいけない、どういう概念なのかというところをもう少しご説明いただけるといいかなと思いました。

第1回のときにももちろん資料をいただきまして、ユニバーサルデザインというのは年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市や生活環境を設計する考え方だと。こういう説明を受けまして諮問も受けておりますけれども、さきほどご説明いただきましたように、1つにはオリンピック・パラリンピックがあり、契機としては障害者差別解消法の施行があるという説明です。でもそれだけだとちょっと理解しにくいように思いました。そこのところをもし、この後の4回、5回にもかかわってくると思うのですけれども、起源的なところや意味というのをご説明いただけるとうれしいかなと思いました。

あともう1点。最初に冒頭、障害者差別解消法のご説明をいただいたのはすごくよかったのですが、このパンフレットですね、「対象となる『障害者』は？」のところ「障害者手帳を持っている人のことだけではありません」というご説明をされました。これも国のパンフレットのとおりだと思いますけれども、それとの関係で、前回、第2回で配っていただいた資料4「ユニバーサルデザインに関するヒアリング調査結果」の中で障害者という人たちが、今回の障害者差別解消法の対象になるということはわかりますが、中野区の対応要領の対象として、ほかに対象となる人たちというのはいのでしょうか。

○ 岩浅健康福祉部副参事（障害福祉担当）

差別解消法につきましては、障害だけではなくて生きづらさを感じている方等についても対象となります。そもそもこの法律は考え方が特定の人ではなくて、誰もがというのが入っていると思いますので、そういう方から、例えば差別を当然禁止しなければいけないでしょうし、合理的配慮を求められた場合にはそれに対して区としてできることをやっていくというのが職員の対応要領の考え方、これが基本になっていると考えます。

○ 田中（忍）委員

国の障害者差別解消法と中野区の対応要領での対象は同じでいい。そのときに、前回の資料4でLGBTが入っていました。この方々はこの対象にはなっているのでしょうか。

○ 岩浅健康福祉部副参事（障害福祉担当）

生きづらさを感じているということでしたら、LGBTの方でも状況によっては、手帳をとれる方もいらっしゃるというのがありますし、基本的には合理的な配慮を行っているというように考えています。

○ 竹宮会長

1つ目のユニバーサルデザインの起源的なことについての質問はどうですか。

○ 田中（忍）委員

今、お答えいただかなくても、ただ私の希望であるし、恐らく皆さんも不明なのではないかなという感じがして。いろいろな課題を出されていて、これが解消されるまちというのはいいに決まっていると思います。みんながそう思うと思うのですが、それが思いやりとかやさしさとかそういったその感情的側面を根拠として進めるという話なのかどうかです、私が知りたいのは。そうではないのではないかと。やはりそういう障害等をお持ちの方々が社会参加できないという状態を解消する必要がある。それが国連の障害者権利条約もそういうことだと思いますけれども、障害者差別解消法も。そういうことが背景に色濃くあつてのユニバーサルデザイン。アメリカ発祥のものというのは、そうなのではないのかなということなので。もし差し支えなければ次回でも結構なのですが、お話いただけると。別に事務局がということではなくて、すごく詳しい先生も、もしかしたら会長、副会長かもしれませんが、ご説明いただくということであれば、すごく勉強になると思っています。

○ 政策室企画調整担当職員

ユニバーサルデザインというのは、アメリカ発祥の概念として元々決められた定義、側面があるのかなと思っています。中野区としてつくりたいのは、いろいろな方がいる中で、それぞれの方、誰しもが共通して過ごしやすい、生活しやすい、そんな地域社会をつくっていききたいというのが元々の発想でして、そういったものを取り組むに当たって、ユニバーサルデザインという言葉自体が、まず我々のやりたいものと完全に合致しているのかというのは疑問としてはあります。ただ、代替する言葉を使おうとしてもあまりふさわしいというか、やりたいことを表現できる言葉もあまりないということもありまして、広く普及されているユニバーサルデザインという言葉を使って取り組みを考えていこうというのが始まりであります。ただ、どういうものをつくっていききたいのかというのは、やはり中野区オリジナルというか、ユニバーサルデザインの定義は定義で考え方はあるのしょうけれども、そういったものも一定踏まえながら、この審議会の中で中野区オリジナルのものがつくれたらいいなということでお集まりいただいて、まずは将来像のほうを考えていきたいなというふうに考えております。

○ 田中（忍）委員

わかりました。非常に正直なご発言ありがとうございます、中野区の動機について、わかりました。だけれども、そうするとよいまちづくり条例でもいいわけですよね。そうではなくて、やはりユニバーサルデザインという概念を持ってきたということは、全くもってこのアメリカからできた、日本でも幾つかの今日ご紹介したような何区、何区と、ユニバーサルデザインという言葉を使って条例をつくっていく。だからユニバーサルデザインということの意味を無視することではないと思うのです。だから、きちんとやはりどういう趣旨で従来使われてきたということは理解した上で。というのはその際限なく広がると思うのですよ。そうではなくてやはりどうして我々はこういうことに取り組みなければいけないのか。ここをちょっと1つ。これがどういう形で条例の中に規定になるのかならないのか、それはわかりません。まだ先の話だと思いますけれども、それを理解した上で進みたいなとちょっと思いました。

○ 山崎委員

今、田中委員からの話があったので一言、僕はずっとバリアフリーのことをやってきたので、そこからお話しをすると、昔は障害者のための、特に下肢障害者とか、また視覚障害者のための専用品というのをつくっていました。ところが同じ需要の人たちがたくさんいるのだから、その人だけでなく、専用品を共有品にしていこうというところからユニバーサルデザインという考え方が生まれてきてました。まちづくりの中でも車椅子や足が悪い人から始まって、高齢者やベビーカーも同じニーズだなと理解された。それでユニバーサルデザインという考え方がまちづくりの中で使われるようになったと理解しています。

その中で、教育や啓蒙活動というのはすごく大切なこと。ただ、今まで静岡県や佐賀県で委員をしてきたときに、教育や啓蒙活動だけになってしまい、それで1年2年と経ってしまったことがあります。たしかに若い子たちがユニバーサルデザインを理解することはすばらしいですね。なのでそれをやっていくべきなのですけれども、同時にハード的な改革もやっていくべきです。小学校でユニバーサルデザインについて教えているのに、学校に行ってみると中に入れないとか。校庭開放しているところに、車椅子バスケットで使いたいと思っても使えないというのに使えないというようなことではよくありません。ユニバーサルデザインの教育をやりながら、1つでも2つでも車椅子の人が来られるようにしてあげようとか、視覚障害者の人が使えるように、というような方向に広がっていったら素晴らしいと思います。なので教育と並行してモデル地域とかモデル地区を作る。全体でやるのは難しいですから。それこそ1つの商店街でもいいと思うのですね。そういうモデル地区をつくって行って、実際、こんなふうになるのだよということを見せられると、区民の方にとってもわかりやすいと思います。

僕の考え方の中にはユニバーサルデザインの根底にはバリアフリーがあるべきだということがあります。一時ユニバーサルデザインはみんなのためにとか、誰でもと言っているときに車椅子の人が抜け落ちていたことが随分あったのです。ですから、それでは本末転倒になってしまって困るので、根底にはバリアフリーがあるべきだということを、車椅子のためだけではないですけども、ぜひ入れてほしいと思います。

ハードのことを考えると、やはり最低限のことは変えていくべきだと思いますね。例えば、僕は健常者の方に「もしトイレに入ろうとしたら、段差が3メートルあったらどうしますか」とか、「入り口幅が10センチしかなかったらどうですか」と尋ねてみます。バリアがあって入れないのはそんな感じなのです。視覚障害者の方だったらサインが理解できないのも同じだと思います。なので、まず最低限のバリアフリーは整備して、それを車椅子の人だけではなくて、ユニバーサルデザインの考えのもとに多くの人、同じようなニーズを持つ方が満足できるようにしていくということが大切だと思います。

そのときのテーマは、先ほども何人かの方が言っていましたけども、安全、安心ですね。やはりデコボコの道だったり、急過ぎるスロープだったり。あと僕らはバリアフリーなトイレでないと、かなり無理な方法でトイレを使うことがあります。飛び乗ったりとか、手すりの代わりに壁を押さえながら入ったりとか。そういうことをしている人たちが結構いて危険なのです。ですから、そういうことがないように、誰でも快適に使えるということが大切。中野区の区民の方もそうですし、訪れる方にとっても快適、居心地がいいというのはすごくいいことだと思うのです。それがリピーターを生むと思うし。ですからそんなふうを考えていただきたい。

将来像として、僕が考えているテーマは、「自分のやりたいことがやりたいときに自分でできる社会」。それから「自分の行きたいところに行ける社会」。それが僕がいつもテーマにしていることです。このとき「自分で」ということがポイントです。日本は、以前もお話しましたがけれども、海外に比べて介護の意識がすごく強いのですね。それは、多分、日本人の中に人に手を貸すことはいいことだという考え方があり、それが過剰になって、人手がないと動けない、何もできないみたいな状況ができてしまった。これほど介護・介助に頼っている国はないのではないかというくらい。他の国はみんな自立支援、そのための環境整備をやっています。もちろん介護・介助が必要な方はいるのですが、環境整備ができれば自由に動き回れるような、僕みたいな障害者もたくさんいます。そういう者を介護・介助の対象から外していったら、本当に必要な方に介護・介助を集中できる環境があればいいと思います。

心のバリアフリーという話が出ていましたけれども、障害がある方を理解するということがすごく大切で、障害の違いについても理解するとか、それがやはり適切な対応につながるのですね。ただ、時々、心のバリアフリーという言葉がハードを整備しないで、手伝えることに使われてしまっていることがあるので、それだとよくないと思います。まずはハードを整備した上で心のバリアフリーがあるとすばらしい。

それからもう1つ、先ほど「合理的配慮」という話がありました。例えば後から「エレベーターをつけてくれ」と言ったら、「いや高過ぎるからつけられないよ」ということになると思うのです。それだったら最初から建築許可を下さないということも必要なのかなと思うのですね、将来的にバリアフルな建物になるのだったら。なので、つくる前の段階で審査をして、バリアフルな建物をつくらないようにすることが必要だと思っています。

○ 山脇委員

今まで皆さんの意見を伺っていて、この資料3でハード面、ソフト面の両方が載っていたのですが、両方のバランスが必要なのかなと思ったのが1つあります。それから、3番目のところで「理解不足に起因する」とありますが、若干、違和感がありました。というのも、最近、中野区にある外国人の人たちが多く利用しているゲストハウスを訪問したときに、そちらのスタッフの方が道を歩いて外国語で話していたときに、突然知らない人から押し倒されたということを聞きました。

今、私のゼミの学生たちが中野区の不動産会社の方々にインタビューをして、外国人の住宅問題について調査をしているのですけれども、大家さんの中で相当数の方は外国人には貸したくないそうです。

23区の中でも他の相当数の区では、外国住民に関する実態調査なども行われていますけれども、中野区はそうしたこともされていませんので、本当のところはよくわからないのですけれども、今回の条例でそうした課題も取り上げることができたらいいのかなと思いました。

あと、本日、将来像の議論ということだったのですが、どちらかという次の「基本方針」や「基本目標」とセットにしたほうが議論しやすいのかなと思いました。冒頭に会長からキーワードありますかということだったのですが「多文化共生」、あるいは「多様性」ということが1つのキーワードになるかなと思っています。

○ 徳田副会長

ユニバーサルデザインを最初に提唱したのはロナルド・メイスというアメリカ人の方でポリオによって小児麻痺を患っていました。子どものころから障害を持たれている方で建築設計を教えている学校の先生だったのですね。学校の先生なので学生さんに叱咤激励をするわけですね。「特別なものをつくるのではなくて、みんなが使えるいいものを設計しよう」まあ、叱咤激励をしたというのがこの話の最初ではないかと思います。ロナルド・メイスのほうは、特別仕様を考えたわけでもなく、平素なことで、またしかもお金をあまりかけずにバリアをなくしていこうという考えで障害者用の特別なものを使ってコストを上げるということではないだろうということ強く言っていたわけです。

この考え方がいろいろと物の中でも最近浸透しておりまして、例えばご存じの方もおられるかと思いますが、シャンプーとリンスのボトルの形がちょっと違うのですね。シャンプーの場合は横にごつごつごつとついております。リンスのほうはつるつるとなっております。これは目が不自由な方も私たちも頭を洗うときにシャンプーが目に入ったときに触ってどっちかなとわかるような状況を考えて、各メーカーで相談をしてつくって行きました。つまりユニバーサルデザインは合意形成のプロセスがポイントです。1メーカーだけが形状を工夫したということだけではだめでして、さまざまなメーカーがそれに同調し合意形成をしてやったことなのです。ほかにも牛乳パックとほかの紙パックの場合、牛乳パックはちょっとへこんでおります。これも紙パックを触ってわかるというようなことを各メーカーさんが相談をしてやっていったということなのです。同じようにビールの缶にはぼつぼつがついております。ジュースの缶にはついていませんけれども、まさにそうでした、ユニバーサルデザインの考え方はつまるところ合意形成のプロセスなのだと思うのです。

そのために顔が見える状況で皆さんと相談をしあう、区民の方が相談をしあうというような状況ができるといいのではないかと思います。例えばユニバーサルデザインがこの辺にあるところで割と有名なところだと、埼玉県越谷市に越谷レイクタウンという大きなショッピングモールがあるので、そちらを設計するときに、設計の途中やつくっている最中に、障害者団体の方ですとか、さまざまな当事者の方々が少し入って、あるいはそこの実際のモックアップと言いまして模型をつくったものを実際を使ってみて、ここはこうだあだということをいろいろチェックしてしまうということをつくる過程で何回か入ってもらって、いいものをつくり上げていったというようなことがあります。このほかにも最近では中部国際空港などもこういったプロセスで建物をつくっていつているのですけれども、中野区はこれから駅前ですとか、再開発をするというような段階におきまして、さまざまな区民の方や当事者の方々が設計の段階や施工の途中で何度か入ってチェックをしてもらおうと。そのチェックをしたり、あるいは実際の設計変更が起きますと、多少、お金がかかるのですけれども、そのコストに比べると後で改修するお金のほうがよほどかかるでしょうという考え方のもとにやっております、またそういった工夫をしているとこに関しましては、ある種の規模以上のものに関しましては、今のバリアフリー法などさまざまな法律で税金的に少し補填をしましょうという取り組みをしております。ですので、中野区でこれから再開発をするときに区民の方々が一緒に入って、皆さんで、どうしても設計の方々がつくりたいと思っても無理なのですね、全部はわからないので、一緒に入って考えてもらおうという、そういったことがあるといいのかなと思っております。

今後、豊洲の問題が解決すると今度は電柱をなくそうと都知事が言いそうな気がしております。私、ちょっとうきうきしております、そのときに電柱がなくなっていくとかなりバリアがなくなるというふうに個人的に思っているのですが、そのときに、例えば区民の方々が一緒に入っているなんてことをしますと、大変顔の見える形で参加ができてよいのかなと思っております。

ちなみに、今日来るときに中野駅はホームドアがついておりませんでした。近い将来これが解決するといいかないかと思つた次第でございます。

○ 竹宮会長

皆さんから一通りご意見が出たと思います。時間の関係もありますので、資料2で「基本方針」や「区の役割」「区民の役割」についてもご用意いただきましたので、簡単にここについても事務局からご説明をいただいた上で、こちらについても少し意見をいただきたいというふうに思います。

○ 政策室企画調整担当職員

資料4-2の「基本方針」以下、他自治体の事例についてご紹介をいたします。

まず浜松市です。「基本方針」としまして「基本目標」を3点設定しております、1つ目が基本目標のⅠということで、「思い合い、認め合う“こころ”」、ハートの部分です。基本目標のⅡとしまして、「みんなで支え合う“しくみ”」。これをソフトとハードでやります。基本目標のⅢとしまして、「誰もが暮らしやすい“まち”」。これはハードの部分になります。というような「基本方針」を設定してございます。世田谷区につきましては、「基本方針」は同じく3つでして、1つ目が「みんなで取り組み、進める」、これがいわゆるそのハートの部分、協働の部分です。2つ目の「基本方針」としまして、「ユニバーサルデザインのまちをつくる」、ハードに関するところで。3つ目、「ユニバーサルデザインによる情報とサービスを広げる」、これはソフト部分です。日野市につきましては、同じく「基本目標」は3つありまして、1つ目が「安心して上を向いて歩けるまち」、2つ目、「人・地域・つながりを育むまち」、3つ目、「ハード・ソフト・ハートが連携する仕掛け」、足立区の「基本方針」は5つございまして、1つ目が「だれもが活動しやすい『くらしの場づくり』」、2つ目が「だれもが使いやすい『ものづくり』」、3つ目、「思いやりある『ひとづくり』」、4つ目、「わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』」、5つ目、「みんなが参加できる『しくみづくり』」というような形で「基本方針」を定めてございます。

続きまして、「区の役割」ですが、浜松市、「施策を策定し、及び実施する」、「市民及び事業者との協働により推進する」、「推進に当たって必要な予算上の措置を講ずるよう努める」、世田谷区の「区の役割」、似たような形ですね、協働により、施策を推進する、日野市も同様に「市の役割」としましては、「施策を講ずる」というところとあとは市のまちづくりに関して「ユニバーサルデザインの観点から検討する」、3つ目、これ市長ですね、「市長は、市の職員をはじめ、市民及び事業者の理解を深めるため、普及及び研修に努める」と、足立区につきましては、浜松と同様の「区の役割」を設定しています。

「区民の役割」ですが、浜松市の場合は、市民はまちづくりの主体であるという認識のもと、理解を深め、自己の能力を発揮し、積極的にまちづくりを進める、施設を利用するときは、思いやりの心を持ち、行動するよう努める、3つ目、事業者及び市と連携し、市が実施する施策に協

力するよう努める、世田谷区の「区民の役割」、理解を深めるとともに区の施策の推進に協力するよう努める、日野市も同様に「協力し積極的にまちづくりの推進に努める」というところです。足立区も同様に「区民の役割」としましては浜松と同様な形で設定してございます。

「事業者の役割」ということで、浜松市ですが、こちら地域社会を支える一員として、理解を深め、積極的に推進する、年齢、性別特に関係なく、市民が働くことのできる職場環境の確保及びその雇用の推進に努める、3つ目は市が実施する施策に協力するよう努める、世田谷区の「事業者の役割」も同様に、理解を深め、区の施策の推進に協力するというものでございます。日野市も同様に「理解を深める」ということと「利用者及び就労者の視点に立ち、ユニバーサルデザインに配慮した事業を実施する」というようなものでございます。足立区も同様なものなのですが、特徴としましては、まちづくり事業者という開発をする事業者に対して「自らが行う事業活動においてユニバーサルデザインのまちづくりの実現に貢献するよう努める」ということと区の設定する、整備している計画とか指針、整備基準を尊重し、整備を行うに当たっては、区民の理解を得るように務めるというような規定をしてございます。

「主な施策」、取り組みですね。こちらにつきましては多数ございまして、今回、幾つか列挙させていただいていますが、ここはお読み取りいただいて、また次回以降の検討に生かしていただければと思います。説明は以上です。

○ 竹宮会長

そうしましたら、これを見ていただくと、「将来像」だけを考えているという「基本方針」や「区の役割」「区民の役割」「事業者の役割」を総合的に考えていく。「将来像」だけを決めて、次は「基本方針」だというふうになかなかいかないと思いますので、こういう大きく定めていくものを見ながら、こういうところを中野区の場合には少し考えていくのがいいのではないかというような意見がございましたらいただきたいと思います。

○ 田中（忍）委員

多分「基本方針」にかかわるところなので、区分は、今、ないと会長がおっしゃいましたけれども、メインは次回になるのかなと思います。浜松市を見ますと、資料4-2の横のですね。あと前回配っていただいた参考浜松市の大きなA3のものを見えますけれども、「基本方針」の中の基本目標Ⅲ、浜松市のですね、その中に「(4) 安全・安心に暮らせる地域」とあります。先ほど委員の方からも安全・安心というのは、何人かの方から話が出たと思います。私も非常に重要だと思っていて、どういう観点かと思うと、それは女性に対する暴力という観点です。前回も話が出たと思います。何人かの方が、私も言いましたけれども、出したと思いますけれども、ヒアリングの中では性別というのがなかったと思います。たしか、でもユニバーサルデザインは性別にかかわらずというのが、性別というのは最初に出ていたと思いますけれども、女性が安全・安心に暮らせるという観点はヒアリングしていなかったということもあり、抜けていたのかなというふうに思います。ぜひこの観点は「基本方針」の中に入れていただきたいというふうに思います。

○ 山崎委員

今回の資料の中で「誰でもトイレ」という言葉が結構使われていて、ちょっと僕は違和感を感じます。というのは一時期その言葉はすごくはやったのですね。ただ「誰でもトイレ」になると、

健常者の方もみんな使ってしまうので、障害のある人たち、本当にそこしか使えない人たちが使えないという状況が起っていました。僕が今仕事をしている原宿でも着替えをする人が使ってしまうと本当に必要な人が使えない状況がある。あれは本来だったら、「一般のトイレを使うのが難しい人だったら誰でも」の意味での「誰でも」です。だから一般的に言う時は「多機能トイレ」と書いたほうが一般的だと思います。

○ 竹宮会長

本日「実現すべき将来像」ということでいろいろな意見を言っていただきましたけれども、少し振り返りますと、やはり教育に関するご指摘がたくさん出たと思います。特に体験を通して学ぶ、相互理解を深める、そういうことが重要であるという意見が多かったと思います。

相互理解を図る意味でも、いろいろ不自由に思っていること、感じていることを経常的に日常的に吸い上げるような仕組み、窓口のようなものをしっかりつくってほしいという意見もありました。

安全・安心に関することで、触れ合うこと。そのためには社会に出やすいということがまず確保されていなければ、そういう障害を持った方たちに触れ合うこともできない。そういうベース。そういう社会に出やすいという、そういうことをきちんと確保しておくというような意見もありました。

やはりハード的なものを抜きにしてソフトだけではなくて、ハードとソフト両方を進めていくということが大事で、それをきちんとうたってほしいというような意見もありました。ですからこのあたりが田中忍委員から根源的にこの質問がありましたけれども、やはり私の理解ではこの条例をつくるというのは、なかなか理念はわかってもハードとソフト両方を進めていくとなかなか難しいので、そういうものを条例に組み込むことによって意識化してみんなでハードもソフトも両方高めていこうというところがあると思うのですね。単なるバリアフリーということだけではなくて、みんなが使いやすくなっていく。そのみんなというのをどんどん広げていけばいいし、共有する知識もスパイラルアップで上がっていくということが大事なのではないかというふうに、広がってきたのだと思うのです。

そういう意味では、やはり今回もハードのこともソフトのことも両方考えていくような形の条例が望ましいのではないかなというふうに思っています。

まだ、今回、全体の将来像に関して、こういう枠組みでというところまではまとまりませんが、皆さんの意見を少し事務局のほうでまとめていただいて、次回、まず3回目でこのような意見が出たということを踏まえて次のステップに。またこういうふうな「基本方針」を考えていく上では、「実現すべき将来像」にこういうことを盛り込んだほうがいいのではないかというような形で整理し直していくということももちろんできると思いますので、そういうふうに進めていくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第3回ユニバーサルデザイン推進審議会を終了いたします。

終了 20:55